

事業所・施設サービスの種別	説明内容に関する質問事項	回答
サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護等の指定を受けている）	非常災害対策の避難訓練等の実施時、地域住民の参加が得られるような連携に努める事となっていますが、具体的にはどの程度の連携が必要でしょうか？ 避難訓練等は実施していますが、地域住民への連携手段は未策定となっています。 確認のほどよろしくお願ひいたします。	日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる連携体制を確保するため、日頃からの情報共有が重要と考えます。
居宅介護支援	現在1人ケアマネージャーの事業所です。 ハラスメント・業務継続計画（感染症、災害）等の策定について外部の研修参加や包括支援センターなどの勉強会で色々な情報を得 策定して行く必要があると考えていますが、どのように取り組んでいけばいいのでしょうか。	策定にあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照ください。
居宅介護支援	BCPの策定期間は感染症と災害では違うのでしょうか？	策定期間は同様です。
居宅介護支援	業務継続計画の策定についてですが令和2年5月に市からの要請があった災害時の避難確保計画とは違うのでしょうか？	避難確保計画とは別に、業務継続計画を策定する必要があります。
居宅介護支援	1. ケアマネ2名の居宅介護支援事業所なのですが、上記の感染症・災害の業務継続計画の策定が義務付けられているということよろしいでしょうか？（特養等の施設だけの話ではないと理解） 2. 策定にあたっては資料2の20ページにある、厚生労働省のガイドラインを参照するのが最適・最短の方法でしょうか？ 3. 上記のハラスメント防止対策に関して、必要な書類とは、就業規則への規定のみでしょうか？周知を行った旨の記録を残す必要があるれば、どういった書類に記録を残すことが適切か知りたいです。 4. 高齢者虐待の研修に関してですが、特定事業所加算を算定していなくても、義務化された研修となるのでしょうか？その他、研修が義務化され記録の保持が必要な研修があれば、知りたいです。（ex-認知症や感染症対策等）研修は行ったり、受講し研修の資料等は残しているのですが、義務化されているものと、そうでないものの線引きが困難。研修や研修計画について、西宮市に問い合わせた際、特定事業所加算を取っていないければ、義務化されているものではないと聞いた覚えもあります。	居宅介護支援事業所も業務継続計画の策定対象です。策定にあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照ください。
居宅介護支援	一人ケアマネの事業所でも、運営規定以外のハラスメントに関連する書面の作成は必要なのでしょうか？	一人ケアマネの事業所でも作成は必要
地域密着型通所介護（中核市のみ参加対象）	認知症介護基礎研修の義務化について、の研修免除となる資格に、歯科衛生士が入っていませんが、ミスプリントですか？ 国家資格を取るために、医療従事者として、2年～4年の期間を経ております。 ミスプリントだとは思いますが、違うのであれば、正当な理由をお聞かせ下さい。	資料に記載の資格は、例示であり、歯科衛生士も義務づけの対象外となります。
通所リハビリテーション（介護予防を含む）	認知症介護基礎研修について、伺いたい事があります。 研修免除となる条件については、ご提示いただいた内容を全て満たしている必要がありますか？ いずれか1つのみ該当でも、免除となるのでしょうか？ ご教示いただけますと幸いです。	いずれか1つのみ該当でも免除となります。
通所介護	感染症や災害の影響により利用延べ人数が減少した場合の基本報酬への3%加算の取り扱いについてはR4年度4月以降で条件を満たせば、加算の取得が可能との説明がありましたが、R3年度に3%加算と共に2区分上位の加算取得というものもありましたが、これについてはこの度の集団指導の中では説明がなかったと思いますが、現段階では上位区分加算は無いもので、今後、年度途中に改めて県より通達があるものと考えて良いのでしょうか。ご回答宜しくお願ひ致します。	資料にあるとおり、規模区分の特例も令和4年度も引き続き対象です。
通所介護	資料2の4に関してですが、新たな加算の算定については算定届の提出が必要なのは理解致しましたが、事業者評価加算等の算定不可の通達があった場合でも、これについての算定届の提出が必要でしょうか？	算定不可の通達があった場合でも、算定届の提出をお願いします。
特別養護老人ホーム（広域型）	介護職員処遇改善支援補助金についてですが、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等に使用することを前提としたうえで、「介護職員」と「その他の職員」それぞれに、賃金改善額の2/3以上がベースアップに充てられる必要があるとの追加説明があったが、「介護職員」と「その他の職員」との間で一定の差をつけなくても良く、事業所の判断によると聞き取れたが間違いないでしょうか。残る1/3ほどについては賞与や一時金等による賃金改善に充てることができることも間違いないのか、念のため再度確認したいと思っておりますがいかがでしょうか。	「介護職員」と「その他職員」への配分は、事業所の判断に任されています。ただし、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを考慮して配分してください。【国QAVol.1問12】 ベースアップ以外（残り1/3程度）については、賞与等の一時金で賃金改善に充ててください。【国QAVol.1問9】
福祉用具貸与（介護予防を含む）	「【資料4】居宅系サービスの留意事項 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 福祉用具貸与価格の上限設定等について」において、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。とありますが、以前の厚生労働省からの資料では、既に設定されている商品は3年に1度の割合で見直しを行う。とあり、どちらの話で落ち着いたのか教えていただきたいです。	3年に1度の頻度で見直しの誤りです。申し訳ございません。
訪問介護	介護職員処遇改善補助金の申請をしなかった場合、10月から新設される処遇改善加算の対象にならないのですか？	10月に新設される加算の要件が示されていないため、現時点では回答できません。
訪問介護	居宅系サービス共通で、介護予防訪問の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合1回につき5単位減算、という項目について、R4.4月スタートと見ての開始となるのか？起算日について知りたい。	令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものであり、令和3年4月から利用を開始している場合は、令和4年4月から減算となる。
訪問介護	介護予防訪問の減算についてですが、訪問介護による家事等の援助（生活援助）についても減算対象となるのでしょうか？	訪問介護は減算の対象となりません。

事業所・施設サービスの種別	説明内容に関する質問事項	回答
訪問看護（介護予防を含む）	介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて利用を行う場合は、1回につき5単位減算は3月の請求から始まりますか？	令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものであり、令和3年4月から利用を開始している場合は、令和4年4月から減算となる。
訪問看護（介護予防を含む）	ハラスメント防止の措置、各BCPについて、概ね作成は出来ていますが、実施レベルまでの策定はとても難しいと感じています。簡易なものでも策定出来ていると考えていいのでしょうか。	令和6年4月1日以降は実施レベルまでの策定が必要です。
訪問看護（介護予防を含む）	介護予防の利用者に関するリハビリの12月超減算について、例えばリハビリ介入により状態が安定・向上したことでリハビリ介入を終了し時期を空けて同一利用者に対してリハビリ介入が必要となった場合において、利用者の要介護度が支援のままであれば利用時期は通算されるのでしょうか。	算定基準に「入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする」とあるため、指示内容に変更がない場合は、通算されます。
訪問看護（介護予防を含む）	運営上の留意事項(全サービス共通)5運営に関して留意すべき事項「事故報告」の項目で、事故または感染症発生の場合、事故報告書を市町へ報告することについて、コロナ感染の場合も保健所への報告とは別に市への報告が必要でしょうか。またその場合、感染の対象は利用者・職員のどちらでしょうか。	コロナ感染の場合も市に報告が必要です。感染の対象は利用者・職員どちらもとなります。
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護等の指定を受けている）	<p>【回答なしの理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明内容に関する確認事項（その1）→当社の方針として「痰吸引は看護師のみ行う」という社内ルールがあるため ・業務継続計画の策定期間について（感染症）・業務継続計画の策定期間について（災害）→感染症はインフルとノロについて、業務継続計画についての計画は全社的にかなり昔から策定されているがその時期が遡れないため <p>【質問】</p> <p>BCPは東日本大震災以降主に「災害時における事業継続計画」を示すように思いますが、本来的には平常時からの計画も含まれると認識しており「その会社の事業計画そのもの」であると言えますが、介護事業におけるBCPは前者を指している認識してよいのでしょうか？</p>	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、災害発生時の対応のほか、平常時の対応も含めた計画を策定する必要があります。